

岩手県告示第 745 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成 19 年 10 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 名称 盛岡市手代森休猟区

(2) 区域 盛岡市地内の国道 106 号と主要地方道上米内湯沢線との交点を起点とし、起点から国道 106 号を東に進み林道宇曾沢線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み林道鬼ヶ瀬線との交点に至り、同点から同林道を西に進みさらに南に進み市道都南牧場 1 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに南西に進み市道都南牧場 2 号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道大沢馬場線との交点に至り、同点から同市道を西に進み農道手代森線との交点に至り、同点から同農道を北に進み主要地方道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

2 (1) 名称 盛岡市玉山区日戸釘ノ平休猟区

(2) 区域 盛岡市地内の国道 455 号と市道一ノ渡岩洞湖線との交点を起点とし、起点から国道 455 号を南西に進み市道上米内 44 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに西に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み一般県道渋民川又線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道日戸柴沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み盛岡市玉山区日戸銃猟禁止区域との境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道日戸柴沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

3 (1) 名称 盛岡市玉山区蛇塚外山休猟区

(2) 区域 盛岡市地内の国道 455 号と市道大の平線との交点を起点とし、起点から国道 455 号を東に進み市道蛇塚線との交点に至り、同点から同市道を南に進み盛岡市東部銃猟禁止区域との境界に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み盛岡市東部銃猟禁止区域の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み県有林道館沢線に通ずる道路との交点に至り、同点から同道路を北東に進み国道 455 号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに東に進み市道大の平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から盛岡市東部銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

4 (1) 名称 八幡平市瀬の沢休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の一般県道田山花輪線と市道切通線との交点を起点とし、起点から一般県道田山花輪線を北西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み中ノ沢右岸との交点に至り、同点から同沢右岸を南に進み林道切通・栗木田線との交点に至り、同点から同林道を南に進み市道切通線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

5 (1) 名称 八幡平市山後休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の国道 282 号と八幡平市と盛岡市の境界との交点を起点とし、起点から国道 282 号を北に進み市道森合線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道中渡線との交点に至り、同点から同市道を北に進み一般県道大更好摩線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み八幡平市と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

6(1) 名称 八幡平市沼利休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の主要地方道大更八幡平線と十和田八幡平国立公園の境界との交点を起点とし、同点から主要地方道大更八幡平線を南東に進みさらに北東に進みさらに南東に進み一般県道雫石東八幡平線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み北ノ又川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を西に進みさらに北西に進み十和田八幡平国立公園の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

7(1) 名称 雫石町上野沢休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の国道46号と町道雫石上野線との交点を起点とし、起点から国道46号を南西に進みさらに北西に進み町道安栖沢1号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道安栖沢3号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を北に進み国有林盛岡森林管理署713及び722林班と国有林盛岡森林管理署714林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み国有林盛岡森林管理署722林班と国有林盛岡森林管理署723林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み取染林道との交点に至り、同点から同林道を東に進み荒沢林道との交点に至り、同点から同林道を南に進みさらに東に進み町道八丁野上生堀線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道上西根横欠線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道雫石環状線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道上野線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに南に進み町道上野沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道雫石上野線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

8(1) 名称 雫石町志戸前川休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の林道木滝線と林道志戸前川線との交点を起点とし、起点から林道木滝線を南に進み木滝沢との交点に至り、同点から同沢を南に進み雫石町御明神財産区有林と岩手大学御明神演習林の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに南西に進み雫石町御明神財産区有林と国有林盛岡森林管理署682、679及び678林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林29林班と民有林260林班の境界との交点に至り、同点から南に進み雫石町御明神財産区有林と国有林盛岡森林管理署677林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み岩手郡雫石町と和賀郡西和賀町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み雫石町御明神財産区有林と国有林盛岡森林管理署802及び801林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み林道志戸前川線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

9(1) 名称 雫石町女助山休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の主要地方道盛岡横手線と町道尻合線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北東に進み町道深沢外柵沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道新平外柵沢線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道雫石環状線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道下戸沢片平線との交点に至り、同点から同町道を南に進み戸沢林道との交点に至り、同点から同林道を南に進み国有林盛岡森林管理署623林班と国有林盛岡森林管理署622林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み岩手郡雫石町と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み林道鍵掛峠線との交点に至り、同点から同林道を西に進みさらに北西に進み林道尻合線との交点に至り、同点から同林道を北に進み町道尻合線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

10(1) 名称 岩手町丹藤休猟区

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の国道4号と町道川口野原線との交点を起点とし、起点から国道4号を北東に進み町道芦田内大平線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道炭山崩線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道伏場線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道白栴大渡線との交点に至り、同点から同町道を西に進み一般県道藪川川口線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進みさらに南西に進み盛岡市市道寺林桑畑線との交点に至り、同点から同市道を南

西に進み国道4号に通ずる林道との交点に至り、同点から同林道を西に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み町道草桁線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道境田山道線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道秋浦線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道国見線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道川口野原線に通ずる農道との交点に至り、同点から同農道を北西に進み町道川口野原線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

11(1) 名称 岩手町浮島休猟区

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の国道4号と町道子抱線との交点を起点とし、起点から国道4号を南西に進み町道川口北線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道川口駅前通り線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道川口浮島線との交点に至り、同点から同町道を東に進み一般県道岩手川口停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み町道川口浮島線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み町道永井沢線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北に進み町道桐ヶ久保犬小清水線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道犬小清水線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み八幡平市市道鞍掛線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み町道渋川線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道浮島堀切線との交点に至り、同点から同町道を東に進み一般県道岩手大更線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み主要地方道岩手平館線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み町道久保線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道向久保支線2号との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道久保落合線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道子抱線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

12(1) 名称 紫波町大森山休猟区

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の町道小岩ノ目小清水線と大岩ノ目沢左岸との交点を起点とし、起点から町道小岩ノ目小清水線を西に進み町道大岩ノ目備後沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに南西に進みさらに東に進み町道備後沢馬ノ子線との交点に至り、同点から同町道を南に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み紫波郡紫波町と岩手郡雫石町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに東に進み国有林盛岡森林管理署415林班と国有林盛岡森林管理署414林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み国有林盛岡森林管理署415林班と国有林盛岡森林管理署413林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み大岩ノ目沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

13(1) 名称 陸前高田市長部休猟区

(2) 区域 陸前高田市地内の国道45号と市道丑沢線との交点を起点とし、起点から国道45号を南西に進みさらに南東に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み陸前高田市気仙町と陸前高田市矢作町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに北東に進み林道今泉線との交点に至り、同点から同林道を東に進みさらに南東に進み市道丑沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

14(1) 名称 住田町加労山休猟区

(2) 区域 気仙郡住田町地内の国道340号と町道火の土線との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を西に進みさらに北西に進み町道辰砂山線との交点に至り、同点から同町道を東に進み樺山林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進みさらに北に進み民有林133林班と国有林三陸中部森林管理署29林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み国有林三陸中部森林管理署29及び28林班と国有林三陸中部森林管理署27林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み町道火の土線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

15(1) 名称 宮古市麦生野休猟区

(2) 区域 宮古市地内の主要地方道重茂半島線と市道栄通り1号線との交点を起点とし、起点から主要地方道重茂半島線を北東に進みさらに東に進みさらに南に進み十二神林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに北西に進み市道新町藤畑線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道駒形藤畑線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道栄通り1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

16(1) 名称 宮古市花輪休猟区

(2) 区域 宮古市地内の一般県道花輪千徳線と市道田鎖老木線との交点を起点とし、起点から一般県道花輪千徳線を南西に進み市道長沢北川目線との交点に至り、同点から同市道を西に進み広域基幹林道川目線との交点に至り、同点から同広域基幹林道を北東に進み宮古市長沢及び老木と宮古市腹帯、茂市及び墓目の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み閉伊川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を南東に進み閉伊川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南東に進み市道田鎖老木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み閉伊川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を東に進み市道田鎖老木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

17(1) 名称 宮古市亀ヶ森休猟区

(2) 区域 宮古市地内の主要地方道宮古岩泉線と宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道宮古岩泉線を南東に進み市道中里芦原平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道芦原平芋野線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み農道芋野線との交点に至り、同点から同農道を西に進み田代川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北西に進みさらに南西に進み国有林三陸北部森林管理署78林班内の作業道との交点に至り、同点から同作業道を西に進み牧野内管理道路との交点に至り、同点から同管理道路を北西に進み国有林三陸北部森林管理署77林班と民有林737林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

18(1) 名称 宮古市畑休猟区

(2) 区域 宮古市地内の国道45号と宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進み市道大堀内線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み農道飛畑線との交点に至り、同点から同農道を西に進み国有林三陸北部森林管理署585林班内の作業道との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み国有林三陸北部森林管理署585林班と民有林383林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

19(1) 名称 宮古市押角休猟区

(2) 区域 宮古市地内の国道340号と宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を南東に進み林道安庭害鷹森線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み民有林225林班と民有林224林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林226及び227林班と民有林223林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林227、228及び229林班と民有林222林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み作業道夏刈線との交点に至り、同点から同作業道を北西に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

20(1) 名称 川井村大仁田休猟区

(2) 区域 下閉伊郡川井村地内の国道340号と村道江繋永田線との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み村道大仁

田新田線との交点に至り、同点から同村道を南西に進みさらに南東に進み国道 340 号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み下閉伊郡川井村と遠野市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み早池峰山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み主要地方道紫波川井線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み川井村タイマグラ銃猟禁止区域の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに北東に進み主要地方道紫波川井線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み村道江繫口線との交点に至り、同点から同村道を南に東に進み村道江繫永田線との交点に至り、同点から同村道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

21(1) 名称 川井村鬼米内休猟区

(2) 区域 下閉伊郡川井村地内の国道 106 号と村道御山川線との交点を起点とし、起点から国道 106 号を北東に進み村道下平線との交点に至り、同点から同村道を東に進み国道 106 号との交点に至り、同点から同国道を東に進みさらに南東に進み村道鈴久名横沢線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み緑資源幹線林道川井・住田線との交点に至り、同点から同緑資源幹線林道を西に進みさらに南に進み国有林三陸北部森林管理署 200 林班と国有林三陸北部森林管理署 199 及び 192 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林三陸北部森林管理署 191 林班と国有林三陸北部森林管理署 192 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み早池峰山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み村道御山川線との交点に至り、同点から同村道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

22(1) 名称 岩泉町毛無森休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の町道笹平線と林道鼠入線との交点を起点とし、起点から町道笹平線を南に進み町道上有芸水堀線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み林道鼠入線との交点に至り、同点から同林道を北西に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

23(1) 名称 岩泉町三田貝休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道 455 号と民有林 501 及び 490 林班と民有林 500 及び 491 林班の境界との交点を起点とし、起点から国道 455 号を南西に進み下閉伊郡岩泉町と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林 667 林班及び国有林三陸北部森林管理署 553 林班と国有林三陸北部森林管理署 556、555 及び 554 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み国有林三陸北部森林管理署 553 林班及び民有林 502 林班と民有林 503 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道見内川線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み民有林 501 及び 490 林班と民有林 500 及び 491 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

24(1) 名称 岩泉町駒ヶ沢休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の一般県道大川松草線と民有林 342 林班と国有林三陸北部森林管理署 535 林班の境界との交点を起点とし、起点から一般県道大川松草線を南西に進み林道米内川櫃取線との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに北西に進み下閉伊郡岩泉町と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに東に進み国有林三陸北部森林管理署 536 及び 535 林班と国有林三陸北部森林管理署 534 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林 342 林班と国有林三陸北部森林管理署 535 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

25(1) 名称 岩泉町大牛内休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道 45 号と民有林 41 林班と民有林 40 林班の境界との交点を起点とし、起点から国道 45 号を北西に進み下閉伊郡岩泉町と下閉伊郡田野畑村の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み国有林三陸北部森林管理署 579 林班と民有林 40 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北

西に進み民有林 41 林班と民有林 40 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

26(1) 名称 岩泉町半城子休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の一般県道普代小屋瀬線と下閉伊郡岩泉町と下閉伊郡普代村の境界との交点を起点とし、起点から一般県道普代小屋瀬線を北西に進み町道半城子線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み国有林道野田線との交点に至り、同点から同国有林道を北西に進み下閉伊郡岩泉町と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み下閉伊郡岩泉町と九戸郡野田村の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み下閉伊郡岩泉町と下閉伊郡普代村の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

27(1) 名称 田野畑村西部休猟区

(2) 区域 下閉伊郡田野畑村地内の国道 45 号と下閉伊郡田野畑村と下閉伊郡岩泉町の境界との交点を起点とし、起点から国道 45 号を南に進みさらに南東に進み村道松前沢線との交点に至り、同点から同村道を西に進み林道オマルベ線との交点に至り、同点から同林道を南に進み民有林 57 及び 56 林班と民有林 58 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み国道 45 号との交点に至り、同点から同国道を南に進み下閉伊郡田野畑村と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北に進みさらに東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から田野畑村田代銃猟禁止区域、田野畑村沼袋銃猟禁止区域及び田野畑村尾肝要銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

28(1) 名称 久慈市侍浜休猟区

(2) 区域 久慈市地内の国道 45 号と国道 395 号との交点を起点とし、起点から国道 45 号を北に進み久慈市と九戸郡洋野町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み市道麦生漁港線との交点に至り、同点から同境界を南西に進み一般県道侍浜夏井線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み市道半崎線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道 395 号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

29(1) 名称 久慈市戸呂町休猟区

(2) 区域 久慈市地内の主要地方道戸呂町軽米線と久慈市山形町と久慈市大川目町の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道戸呂町軽米線を北西に進み久慈市と九戸郡軽米町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに東に進み久慈市と九戸郡洋野町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み久慈市山形町と久慈市大川目町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

30(1) 名称 野田村玉川休猟区

(2) 区域 九戸郡野田村地内の国道 45 号と村道玉川米田線との交点を起点とし、起点から国道 45 号を南に進み村道横小路線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道横小路 2 号線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み村道館公園線との交点に至り、同点から同村道を東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南東に進み一般県道安家玉川線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進みナゴウチマ沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み農道根井 7 号線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進み農道根井 7 号線との交点に至り、同点から同農道を北に進み村道浜山根井線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み農道根井和野平線との交点に至り、同点から同農道を北西に進み玉林道との交点に至り、同点から同林道を西に進み大府金沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み村道大葛日形井線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み村道大葛日形井線との交点に至り、同点から同村道を西に進みさらに北東に進み村道城内二又線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道小松線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み

玉川林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み村道土内和野平線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道玉川米田線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

31(1) 名称 普代村茂市休猟区

(2) 区域 下閉伊郡普代村地内の国道45号と村道普代鳥居線との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進みさらに南西に進み村道落合萩牛線との交点に至り、同点から同村道を西に進み下閉伊郡普代村と下閉伊郡田野畑村の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み村道萩牛線との交点に至り、同点から同村道を北に進み村道芦生茂市線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み一般県道普代小屋瀬線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み村道茂市鳥居線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道普代鳥居線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

32(1) 名称 洋野町大沢休猟区

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の主要地方道軽米種市線と町道城内線との交点を起点とし、起点から主要地方道軽米種市線を南に進み町道城内山手線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道和座学校線との交点に至り、同点から同町道を南に進み一般県道明戸種市線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み林道和座上大沢線との交点に至り、同点から同林道を西に進み主要地方道軽米種市線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み九戸郡洋野町と九戸郡軽米町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み国有林三陸北部森林管理署久慈支署193及び194林班と民有林123及び125林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み町道滝沢大滝線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道城内田毛線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道城内牧野線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み町道城内牧野線との交点に至り、同点から同町道を西に進みセンノギ沢との交点に至り、同点から同沢を北に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道城内寺下線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道城内舘野線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道城内大沢線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道城内線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

33(1) 名称 二戸市川代休猟区

(2) 区域 二戸市地内の主要地方道二戸田子線と市道長根地竹沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道二戸田子線を北東に進み市道米田平門松線との交点に至り、同点から同市道を東に進み二戸広域農道との交点に至り、同点から同広域農道を南に進み安比川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南東に進み主要地方道二戸五日市線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道足沢線との交点に至り、同市道を北西に進み市道蒔前線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道足沢大平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み二戸市足沢及び二戸市上斗米と二戸市浄法寺町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北に進み市道上川代地竹沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道地竹沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道下坂地竹沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道地竹沢上川代線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道長根地竹沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

34(1) 名称 二戸市浄法寺町手倉森休猟区

(2) 区域 二戸市地内の一般県道道前浄法寺線と岩手県と青森県の境界との交点を起点とし、起点から一般県道道前浄法寺線を南東に進み市道第二芦名沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国有林道芦名沢線との交点に至り、同点から同国有林道を北西に進みさらに南西に進みさらに北西に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

35(1) 名称 軽米町小玉川休猟区

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の国道395号と町道八木沢・米田線との交点を起点とし、起点から国道395号を南東に進み一般県道大野山形線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み九戸郡軽米町と九戸郡洋野町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み九戸郡軽米町と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み町道靄岳・開拓線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道板橋・米田・岡堀線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道八木沢・米田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

36(1) 名称 九戸村戸田東休猟区

(2) 区域 九戸郡九戸村地内の国道340号と九戸郡九戸村と岩手郡葛巻町の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を北に進み村道山根館ノ下線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み村道戸田石沢線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み九戸郡九戸村と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み九戸郡九戸村と岩手郡葛巻町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

37(1) 名称 一戸町月館休猟区

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の一般県道一戸浄法寺線と町道月館小友線との交点を起点とし、起点から一般県道一戸浄法寺線を西に進み町道与羽線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み二戸郡一戸町と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み町道八前線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道中里小学校線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道小滝小友線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道月館小友線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで